

〔1〕登記事項証明書 【後見】

（後見開始と併せて成年後見人及び成年後見監督人が一人ずつ選任された後、成年後見人が住所の変更をし、成年後見監督人が辞任した場合）

登 記 事 項 証 明 書

後 見

後見開始の裁判

【裁判所】〇〇家庭裁判所
【事件の表示】平成29年（家）第××××号
【裁判の確定日】平成29年1月20日
【登記年月日】平成29年1月26日
【登記番号】第2017-××××号

※ 成年被後見人がした法律行為は、取り消すことができます。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為（民法9条）や婚姻（民法738条）などの身分行為は取消しの対象となりません。

成年被後見人

【氏 名】後見春子
【生年月日】昭和20年12月29日
【住 所】東京都千代田区九段南1丁目1番15号
【本 籍】東京都千代田区九段南1丁目2番地

※ 成年後見人は成年被後見人の財産を管理し、財産上の法律行為について成年被後見人を代表します（民法859条1項）。
また、成年被後見人がした法律行為を取り消し、または追認することができます（民法120条、122条）。

成年後見人

【氏 名】後見太郎
【住 所】東京都千代田区九段南1丁目1番10号
【選任の裁判確定日】平成29年1月20日
【登記年月日】平成29年1月26日
【従前の記録】
【住所変更日】平成29年4月3日
【登記年月日】平成29年4月7日
【変更前住所】東京都千代田区九段南1丁目1番4号

成年後見監督人であった者

【氏 名】成年三郎
【住 所】東京都千代田区九段南1丁目1番8号
【選任の裁判確定日】平成29年1月20日
【登記年月日】平成29年1月26日
【辞任許可の裁判確定日】平成29年5月10日
【登記年月日】平成29年5月12日

※ 成年後見人等が数人選任されている場合で、事務を分掌するとき又は共同して権限を行使するときは「権限行使の定め目録」が添付されます。

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

上記のとおり後見登記等ファイルに記録されていることを証明する。

平成29年5月19日

東京法務局 登記官

法 務 太 郎



〔証明書番号〕 2017-0100-00001 (1/1)

証明書の見本

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

【2】登記事項証明書 【保佐】

（保佐開始と併せて保佐人一人が選任されている場合（ただし、代理権及び民法13条1項所定の行為以外に対する同意権がともに保佐人に付与されていないとき））

登記事項証明書

保 佐

保佐開始の裁判

【裁判所】〇〇家庭裁判所
【事件の表示】平成29年（家）第××××号
【裁判の確定日】平成29年1月20日
【登記年月日】平成29年1月26日
【登記番号】第2017-××××号

被保佐人

【氏 名】保佐夏子
【生年月日】昭和20年12月29日
【住 所】東京都千代田区九段南1丁目1番15号
【本 籍】東京都千代田区九段南1丁目2番地

※ 被保佐人が、民法13条1項所定の行為（例：重要な財産取引）をするには、保佐人の同意を得ることが必要です。また、同意なく行った場合には取り消されることがあります。
ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為を除きます。

保佐人

【氏 名】保佐一郎
【住 所】東京都千代田区九段南1丁目1番10号
【選任の裁判確定日】平成29年1月20日
【登記年月日】平成29年1月26日

※ 保佐人は、被保佐人がする民法13条1項所定の行為に対して同意権を有します。また、同意なく行った被保佐人の行為を取り消し、または追認することができます（民法120条、122条）。

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

※注 保佐人が当然に有する同意権は以下のとおりです（登記事項証明書には記載されません。）。

民法13条1項【保佐人の同意を要する行為等】

被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第9条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

- 一 元本を領収し、又は利用すること。
- 二 借財又は保証をすること。
- 三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
- 四 訴訟行為をすること。
- 五 贈与、和解又は仲裁合意をすること。
- 六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
- 七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
- 八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。
- 九 第六百二条に定める期間を超える賃貸借をすること。

※ 保佐人に代理権を付与した場合（民法876条の4第1項）には、代理権目録が添付されます。

※ 保佐人に民法13条1項所定の行為以外に対して同意権を付与した場合（民法13条2項）には、同意行為目録が添付されます。

※ 保佐人等が数人選任されている場合で、事務を分掌するとき又は共同して権限を行使するときには「権限行使の定め目録」が添付されます。

上記のとおり後見登記等ファイルに記録されていることを証明する。

平成29年1月30日

東京法務局 登記官

法 務 太 郎



【証明書番号】 2017-0100-00002 (1/1)

証明書の見本

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

〔3〕登記事項証明書 【補助】

（補助開始と併せて補助人が一人選任された後、さらに一人選任された場合（ただし、同意権は二人に、代理権は一方のみに付与されているとき））

登 記 事 項 証 明 書

補 助

補助開始の裁判

【裁判所】〇〇家庭裁判所
 【事件の表示】平成29年（家）第××××号
 【裁判の確定日】平成29年1月20日
 【登記年月日】平成29年1月26日
 【登記番号】第2017-××××号

※ 補助人に代理権を付与した場合（民法876条の9第1項）には、代理権目録が添付されます。
 ※ 補助人に民法13条1項所定の行為の一部に対して同意権を付与した場合（民法17条1項）には、同意行為目録が添付されます。

被補助人

【氏 名】補助秋子
 【生年月日】昭和20年12月29日
 【住 所】東京都千代田区九段南1丁目1番15号
 【本 籍】東京都千代田区九段南1丁目2番地

※ 審判の内容に応じ、補助人は代理権を有し、または、一定の法律行為（民法13条1項所定の行為のうち一部）について同意権を有します。
 また、同意を要する行為について、同意なく行った被補助人の行為を取り消し、または追認することができます（民法120条、122条）。

補助人

【氏 名】補助大助
 【住 所】東京都千代田区九段南1丁目1番10号
 【選任の裁判確定日】平成29年1月20日
 【登記年月日】平成29年1月26日
 【代理権付与の裁判確定日】平成29年1月20日
 【代理権の範囲】別紙目録記載のとおり
 【登記年月日】平成29年1月26日
 【同意を要する行為の定め裁判確定日】平成29年1月20日
 【同意を要する行為】別紙目録記載のとおり
 【登記年月日】平成29年1月26日

※ 補助人には、少なくとも代理権又は同意権のどちらかが必ず付与されます（民法15条3項）。

補助人

【氏 名】鈴木一郎
 【住 所】東京都千代田区九段南1丁目1番10号
 【選任の裁判確定日】平成29年3月24日
 【登記年月日】平成29年3月29日
 【同意を要する行為の定め裁判確定日】平成29年1月20日
 【同意を要する行為】別紙目録記載のとおり
 【登記年月日】平成29年3月29日

※ 補助人が数人選任されている場合で、事務を分掌するとき又は共同して権限を行使するときには「権限行使の定め目録」が添付されます。

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

上記のとおり後見登記等ファイルに記録されていることを証明する。

平成29年3月31日

東京法務局 登記官 法 務 太 郎



※ 実際の証明書では、用紙が数枚にわたる場合、最終頁に認証文のみの用紙が添付されます（4/4）。

〔証明書番号〕 2017-0100-00003 (1/4)

登記事項証明書（別紙目録）

補助

代理行為目録

代理行為目録

- 1 被補助人の所有するすべての財産の管理・保存・処分
- 2 ○○府○○市○○町○○番○号老人ホーム○○に関する賃貸借契約の締結・変更・解除
- 3 預貯金の管理（口座の開設・変更・解約・振込み・払戻し）
- 4 定期的な収入（家賃収入・年金等の受領）の管理
- 5 定期的な支出（ローン支払い、家賃支払い・病院費用等）の管理
- 6 実印・銀行印・印鑑登録カード等の保管に関する事項
- 7 介護契約等に関する事項
 - （1）介護サービスの利用契約
 - （2）老人ホームの入居契約
- 8 医療（病院等への入院等）契約の締結・変更・解除

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

※ 代理権目録には、この目録の別紙として、財産目録や預貯金等目録が添付されることがあります。

登記年月日 平成29年1月20日

〔証明書番号〕 2017-0100-00003 (2/4)

証明書の見本

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

登記事項証明書（別紙目録）

補助

同意行為目録

同意行為目録

- 1 借財又は保証をなすこと
- 2 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をなすこと
- 3 新築，改築，増築又は大修繕をなすこと

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

※ 先に登記された保佐人（補助人）と同じ代理権又は同意権を，後に登記された保佐人（補助人）が行使できる場合，同じ代理権目録等にそれぞれの登記年月日が記載されます。
・平成 29 年 1 月 26 日は，補助大助に付与された同意権の登記年月日
・平成 29 年 3 月 29 日は，鈴木一郎に付与された同意権の登記年月日

登記年月日 平成 29 年 1 月 26 日

登記年月日 平成 29 年 3 月 29 日

〔証明書番号〕 2017-0100-00003 (3/4)

証明書の見本

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

〔4〕登記事項証明書 【任意後見契約】

(任意後見監督人が選任される前の場合(任意後見契約の効力が生じていない場合))

登 記 事 項 証 明 書

任意後見

任意後見契約

【公証人の所属】東京法務局
【公証人の氏名】山田太郎
【証書番号】平成28年第××××号
【作成年月日】平成28年3月14日
【登記年月日】平成28年3月22日
【登記番号】第2016-××××号

任意後見契約の本人

【氏 名】任意太郎
【生年月日】昭和20年12月29日
【住 所】東京都千代田区九段南1丁目1番15号
【本 籍】東京都千代田区九段南1丁目2番地

任意後見受任者

【氏 名】任意一郎
【住 所】東京都千代田区九段南1丁目1番10号
【代理権の範囲】別紙目録記載のとおり

※ 任意後見契約は、任意後見監督人が選任されたときからその効力を生じます(任意後見契約に関する法律2条1号)。
そのため、任意後見監督人が選任されるまで、任意後見受任者は任意後見契約での代理権を行使できません(任意後見人ではなく、任意後見受任者として表示されます。)

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

※ 任意後見契約は、1個の契約につき一つの登記記録が作成されます。このため、数人の任意後見人がいる場合に、代理権の共同行使の特約(後見登記等に関する法律5条5号)がないときは、任意後見人ごとに登記記録が作成されます(登記事項証明書も別々になります。)

公正証書が任意後見人ごとに作成された場合でも、1通で作成された場合でも、同様です。

しかし、共同行使の特約がある場合、その任意後見契約は不可分で1個とされるため、登記記録も一つとなり、登記事項証明書上も任意後見人は連名で記載され、「代理権の共同行使の特約目録」が別紙として追加されます。

上記のとおり後見登記等ファイルに記録されていることを証明する。

平成28年3月25日

東京法務局 登記官 法 務 太 郎



※ 実際の証明書では、用紙が数枚にわたる場合、最終頁に認証文のみの用紙が添付されます(3/3)。

[証明書番号] 2016-0100-00004 (1/3)

登記事項証明書（別紙目録）

任意後見

代理権目録

代理権目録

1. 財産の管理・保存・処分等に関する事項

- ・甲に帰属するすべての財産及び本契約締結後に甲に帰属する財産（預貯金を除く。）並びにその果実の管理・保存

- ・上記の財産（増加財産を含む。）及びその果実の処分・変更
売却

賃貸借契約の締結・変更・解除

担保権の設定契約の締結・変更・解除

2. 定期的な収入の受領及び費用の支払に関する事項

- ・定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続

家賃・地代

年金・障害手当金その他の社会保障給付

- ・定期的な支出を要する費用の支払及びこれに

家賃・地代

公共料金

保険料

ローンの返済金

※ 代理権目録には、この目録の別紙として、財産目録や預貯金等目録が添付されることがあります。

※ 代理行為の一部又は全部につき、任意後見契約の委任者（本人）又は第三者の同意（承認）を要する旨の特約が付されているときは、同意（承認）を要する特約目録が添付されます。

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

3. 生活に必要な送金及び物品の購入等に関する事項

- ・生活費の送金
- ・日用品の購入その他日常生活に関する取引
- ・日用品以外の生活に必要な機器・物品の購入

4. 介護契約その他の福祉サービス利用契約等に関する事項

- ・介護契約（介護保険制度における介護サービスの利用契約、ヘルパー・家事援助者等の派遣契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払
- ・要介護認定の申請及び認定に関する承認又は異議申立て
- ・介護契約以外の福祉サービスの利用契約の締結・変更・解除及び費用の支払
- ・福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払
- ・福祉関係の措置（施設入所措置等を含む。）の申請及び決定に関する異議申立て

5. 医療に関する事項

- ・医療契約の締結・変更・解除及び費用の支払
- ・病院への入院に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払

登記年月日 平成28年3月22日

〔証明書番号〕 2016-0100-00004 (2/3)

証明書の見本

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

〔5〕登記事項証明書 【任意後見契約】

(任意後見監督人が選任された後の場合(任意後見契約の効力が生じている場合))

登記事項証明書

任意後見

任意後見契約

【公証人の所属】東京法務局
【公証人の氏名】山田太郎
【証書番号】平成28年第××××号
【作成年月日】平成28年3月14日
【登記年月日】平成28年3月22日
【登記番号】第2016-××××号

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

任意後見契約の本人

【氏名】任意太郎
【生年月日】昭和20年12月29日
【住所】東京都千代田区九段南1丁目1番15号
【本籍】東京都千代田区九段南1丁目2番地

※ 任意後見契約が発効しても、本人の行為能力は制限されることなく、意思能力がある限り、有効な法律行為をすることができます。

任意後見人

【氏名】任意一郎
【住所】東京都千代田区九段南1丁目1番10号
【代理権の範囲】別紙目録記載のとおり

※ 任意後見契約は、任意後見監督人が選任されたときからその効力を生じます(任意後見契約に関する法律2条1号)。

任意後見監督人が選任されると、任意後見受任者から任意後見人に表示が変更されます。任意後見契約での代理権を行使できます。

任意後見監督人

【氏名】鈴木三郎
【住所】東京都千代田区九段南1丁目1番10号
【選任の裁判確定日】平成29年4月7日
【登記年月日】平成29年4月14日

※ 任意後見契約は、1個の契約につき一つの登記記録が作成されます。このため、数人の任意後見人がいる場合に、代理権の共同行使の特約(後見登記等に関する法律5条5号)がないときは、任意後見人ごとに登記記録が作成されます(登記事項証明書も別々になります。)

公正証書が任意後見人ごとに作成された場合でも、1通で作成された場合でも、同様です。

しかし、共同行使の特約がある場合、その任意後見契約は不可分で1個とされるため、登記記録も一つとなり、登記事項証明書上も任意後見人は連名で記載され、「代理権の共同行使の特約目録」が別紙として追加されます。

上記のとおり後見登記等ファイルに記録されていることを証明する。

平成29年4月18日

東京法務局 登記官 法務太郎



※ 実際の証明書では、用紙が数枚にわたる場合、最終頁に認証文のみの用紙が添付されます(3/3)。

〔証明書番号〕 2017-0100-00005 (1/3)

登記事項証明書（別紙目録）

任意後見

代理権目録

代理権目録

1. 財産の管理・保存・処分等に関する事項

- ・ 甲に帰属する別紙「財産目録」（※省略）記載の財産及び本契約締結後に甲に帰属する財産（預貯金を除く。）並びにその果実の管理・保存
- ・ 上記の財産（増加財産を含む。）及びその果実の処分・変更

売却

賃貸借契約の締結・変更・解除

担保権の設定契約の締結・変更・解除

2. 定期的な収入の受領及び費用の支払に関する事項

- ・ 定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続

家賃・地代

年金・障害手当金その他の社会保障給付

- ・ 定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続

家賃・地代

公共料金

保険料

ローンの返済金

※ 代理権目録には、この目録の別紙として、財産目録や預貯金等目録が添付されることがあります。

※ 代理行為の一部又は全部につき、任意後見契約の委任者（本人）又は第三者の同意（承認）を要する旨の特約が付されているときは、同意（承認）を要する特約目録が添付されます。

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

3. 生活に必要な送金及び物品の購入等に関する事項

- ・ 生活費の送金
- ・ 日用品の購入その他日常生活に関する取引
- ・ 日用品以外の生活に必要な機器・物品の購入

4. 介護契約その他の福祉サービス利用契約等に関する事項

- ・ 介護契約（介護保険制度における介護サービスの利用契約、ヘルパー・家事援助者等の派遣契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払
- ・ 要介護認定の申請及び認定に関する承認又は異議申立て
- ・ 介護契約以外の福祉サービスの利用契約の締結・変更・解除及び費用の支払
- ・ 福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払
- ・ 福祉関係の措置（施設入所措置等を含む。）の申請及び決定に関する異議申立て

5. 医療に関する事項

- ・ 医療契約の締結・変更・解除及び費用の支払
- ・ 病院への入院に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払

登記年月日 平成28年3月22日

〔証明書番号〕 2017-0100-00005 (2/3)

証明書の見本

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

〔6〕登記されていないことの証明書

（「証明を受ける方」欄に手書きで記載した場合）

登記されていないことの証明書

①氏 名	甲 野 太 郎	
②生年月日	明治 大正 昭和 平成 西暦 ☐ ☐ ☒ ☐ ☐	
③住 所	都道府県名	市区郡町村名
	東 京 都	千 代 田 区
	丁目大字地番 九 段 南 1 丁 目 1 番 10 号	
④本 籍 ☐ 国籍	都道府県名	市区郡町村名
	東 京 都	千 代 田 区
	丁目大字地番（外国人は国籍を記載） 九 段 南 1 丁 目 1 番 地	

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

※ 証明事項（証明範囲）は、その用途（提出先等）によって異なります。一般的には、
「成年被後見人、被保佐人とする記録がないこと」
「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないこと」
「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がないこと」
のいずれかについて、証明します。

上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。

平成 29 年 3 月 1 日

東京法務局 登記官

法 務 太 郎



〔証明書番号〕 2017-0100F-00006

令和5年(家) [redacted] 保佐開始の審判事件

令和5年(家) [redacted] 代理権付与事件

審 判

住所 広島市安佐北区 [redacted]

申立人 [redacted]

本籍 [redacted]

住所 [redacted] 病院

住民票上の住所 [redacted]

本人 [redacted]

昭和 [redacted] 生

本件について、当裁判所は、その申立てを相当と認め、次のとおり審判する。

主 文

- 1 本人について保佐を開始する。
- 2 本人の保佐人として次の者を選任する。

主たる事務所 広島市安佐南区相田四丁目6番2号の2

名 称 特定非営利活動法人ひろしま相続・後見サポートセンター

代表者理事 山城 光 義

- 3 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について保佐人に代理権を付与する。
- 4 本件手続費用は申立人の負担とする。

令和5年3月8日

広島家庭裁判所三次支部

裁判官 加 藤

弾



これは謄本である。

同日同庁において

1 裁判所書記官 片 平 朋 子

別紙

代理行為目録

- 1 住居等の（修繕（樹木の伐採等を含む。））、解体、空家管理・警備）に関する請負契約の締結、変更及び解除
- 2 本人又は他人の不動産内に存する本人の動産の処分
- 3 預貯金及び出資金に関する金融機関等との一切の取引（解約（脱退）及び新規口座の開設を含む。）
- 4 保険契約の締結、変更及び解除
- 5 保険金及び賠償金の請求及び受領
- 6 以下の収入の受領及びこれに関する諸手続
（年金・障害手当・生活保護その他の社会保障給付、臨時給付金その他の公的給付）
- 7 以下の支出及びこれに関する諸手続
（公共料金、保険料、ローンの返済金、管理費等、公租公課）
- 8 情報通信（携帯電話、インターネット等）に関する契約の締結、変更、解除及び費用の支払
- 9 本人の負担している債務に関する弁済合意及び債務の弁済（そのための調査を含む。）
- 10 本人が現に有する債権の回収（そのための調査・交渉を含む。）
- 11 相続の承認又は放棄
- 12 贈与又は遺贈の受諾
- 13 遺産分割又は単独相続に関する諸手続
- 14 遺留分減殺請求又は遺留分侵害額請求に関する諸手続
- 15 介護契約その他の福祉サービス契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領

- 1 6 介護保険、要介護認定、障害支援区分認定、健康保険等の各申請（各種給付金及び還付金の申請を含む。）及びこれらの認定に関する不服申立て
- 1 7 福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- 1 8 医療契約及び病院への入院に関する契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- 1 9 税金の申告、納付、更正、還付及びこれらに関する諸手続
- 2 0 登記・登録の申請
- 2 1 個人番号（マイナンバー）に関する諸手続
- 2 2 住民票の異動に関する手続
- 2 3 家事審判手続、家事調停手続（家事事件手続法 2 4 条 2 項の特別委任事項を含む。）、訴訟手続（民事訴訟法 5 5 条 2 項の特別委任事項を含む。）、民事調停手続（非訟事件手続法 2 3 条 2 項の特別委任事項を含む。）、及び破産手続（免責手続を含む。）の各手続について、手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者に委任をすること
- 2 4 以上の各事務の処理に必要な費用の支払
- 2 5 以上の各事務に関連する一切の事項（戸籍謄抄本・住民票の交付請求、公的な届出、手続等を含む。）

以 上

基本事件 令和○年 号
(ご本人 様)

今後の報告方法についてのご案内

広島家庭裁判所三次支部

今後は、裁判所から特段の指示がない限り、下記のとおり1年に1回、自主的に報告していただくことになります。裁判所から書式等はお送りしませんので、書式等はコピーをして使用していただきますよう、よろしくお願いいたします。

後見等事務報告書等を提出される際は、必ず控えを作成し、お手元で保管してください。あなたから返送された後見等事務報告書を点検して、改めて具体的な説明を求める場合もありますが、特段の問題がなければ後見等監督は終了します。

ご本人の財産管理、身上保護につきましては、ご苦勞も多いかと存じますが、今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

記

1 報告期限 毎年 4 月（被後見人等の誕生日）の15日まで

*初回報告後の次回の報告は、令和6年4月となります。

2 提出書類

(1) 後見等事務報告書

(2) 財産目録

(3) 財産目録等の資料

① 財産中に預貯金等がある場合は、前回の報告から今回の報告時点までの通帳の写しを提出してください。なお、最後に記帳した日がわかるように、通帳のコピーの最後の余白に「令和○年○○月○○日 記帳済み」と記載してください。

② 定期的な支出のうち、前回報告後に変更があり、通帳から確認できないもの（例：施設使用料で自動引き落としになっていない場合）は領収書のコピーを提出してください。

③ 不定期な10万円以上の収入、または支出があった場合は、それがわかる資料（領収書等のコピー）を提出してください。

3 注意事項

- 期限までに提出が難しい場合や、ご不明な点は担当者に連絡してください。
- 来庁される場合は、事前に担当者に連絡してください
- 報告書等を提出していただいた後、電話等で裁判所にお越しいただいてお尋ねする場合や、追加資料等の提出を求める場合があります。
- 本文でも記載したとおり、同封した後見等事務報告書及び財産目録の書式については、コピーした上で使用してください。